

楽生苑短期入所生活介護事業所 利用料金表

介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

《短期入所生活介護費・居住費・食費》

平成30年8月1日現在

サービス内容略称	1割(円)	2割(円)	3割(円)		
予防併設短期生活Ⅱ 1<多床室>	437	874	1,311	要支援1	
予防併設短期生活Ⅱ 2<多床室>	543	1,086	1,629	要支援2	
予防併設短期生活Ⅰ 1<従来型個室>	437	874	1,311	要支援1	
予防併設短期生活Ⅰ 2<従来型個室>	543	1,086	1,629	要支援2	
併設短期生活Ⅱ 1<多床室>	584	1,168	1,752	要介護1	
併設短期生活Ⅱ 2<多床室>	652	1,304	1,956	要介護2	
併設短期生活Ⅱ 3<多床室>	722	1,444	2,166	要介護3	
併設短期生活Ⅱ 4<多床室>	790	1,580	2,370	要介護4	
併設短期生活Ⅱ 5<多床室>	856	1,712	2,568	要介護5	
併設短期生活Ⅰ 1<従来型個室>	584	1,168	1,752	要介護1	
併設短期生活Ⅰ 2<従来型個室>	652	1,304	1,956	要介護2	
併設短期生活Ⅰ 3<従来型個室>	722	1,444	2,166	要介護3	
併設短期生活Ⅰ 4<従来型個室>	790	1,580	2,370	要介護4	
併設短期生活Ⅰ 5<従来型個室>	856	1,712	2,568	要介護5	
サービス提供体制加算Ⅰ口	12	24	36	介護福祉士が介護職員の総数の50/100以上の場合	
機能訓練加算	12	24	36	機能訓練指導員を配置している場合	
看護体制加算Ⅲ	12	24	36	利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が7割以上	
看護体制加算Ⅳ	23	46	69	利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が7割以上	
夜勤職員配置加算Ⅲ	15	30	45	看護職員又はたんの吸引ができる介護職員を配置した場合	
若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症利用者ごとに担当者を定めてサービスを提供した場合	
緊急短期入所受入加算	90	180	270	居宅サービス計画に位置付けられていない利用を緊急に行った場合	
医療連携強化加算	58	116	174	重度者への対応強化	
療養食加算	8	16	24	1食を1回として療養食を提供した場合	
送迎加算	184	368	552	居宅と当事業所との間の送迎を行った場合(片道)	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		8.3%		基本サービス費+各種加算の総単位数に8.3%加算	
食費	利用者負担 第1段階	300		(居住費と食費の自己負担について) 食費と居住費は各所得段階に応じて左記の料金(日額費用)を負担していただきます。 食費内訳 朝食(300円) 昼食(560円) 夕食(560円)	
食費	利用者負担 第2段階	390			
食費	利用者負担 第3段階	650			
食費	上記以外の方	1,420			
多床室居住費	利用者負担 第1段階	0		第1段階	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者
多床室居住費	利用者負担 第2段階	370		第2段階	
多床室居住費	利用者負担 第3段階	370			
多床室居住費	上記以外の方	840			
個室居住費	利用者負担 第1段階	320		第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入と遺族年金・障害年金の合計額が80万円超える
個室居住費	利用者負担 第2段階	420			
個室居住費	利用者負担 第3段階	820		第4段階	課税世帯で第2段階、第3段階に該当しない方
個室居住費	上記以外の方	2,000			

単位(円)